

感染症の予防及びまん延の防止に関する指針

指定居宅介護支援事業所 ファミリーケア城南

感染症の予防及びまん延の防止に関する指針

1. 感染症の予防及びまん延の防止の基本的考え方

居宅介護支援事業所において、感染症の予防及びまん延防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者、家族及び職員の安全を確保するための対策を実施します。

2. 感染症の予防及びまん延の防止の基本的方針

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の体制

感染症の予防及びまん延の防止のために、担当者を定め、委員会を設置する等事業所全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 衛生管理

当事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 感染症対策

職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。

利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 「発生時状況の把握」

② 「まん延防止のための措置」

③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤ 「行政への報告」

管理者の指示のもと、迅速に石川県及び金沢市の主管部局に報告するとともに、金沢市保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

・ 石川県長寿社会課 TEL 076-225-1416

・ 金沢市介護保険課 TEL 076-220-2264

・ 金沢市保健所 TEL 076-234-5102

※ 報告書式は、各行政機関の指定様式とします。

3. 感染症の予防及びまん延の防止に関する体制

当事業所では、感染症の予防に向けて感染症対策委員会を設置します。

(1) 設置目的

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討することを目的とします。

(2) 感染症対策担当責任者

この委員会の対策担当責任者は管理者とします。

(3) 感染症対策委員会の構成員

ア) 管理者

イ) 介護支援専門員

(4) 感染症対策委員会の開催

毎月1回定期的に開催します。

必要時には、随時開催します。

(5) 感染症対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ) 各指針・感染防止対策マニュアル等の作成

ウ) 発生時における事業所内及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ) 利用者、職員の健康状態の把握と対応策

オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ) 委託業者への本指針の周知徹底

キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）

ク) 感染症対策実施状況の把握と評価

4. 感染症の予防及びまん延の防止に関する職員教育

全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と感染症対策を図り職員教育を行います。

(1) 定期的な教育・訓練（年2回以上）の実施

(2) 新採用者に対する感染症の予防及びまん延の防止の教育・訓練の実施

(3) その他必要な教育・訓練の実施

5. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

附 則

1. この指針は、令和6年4月1日より運用する。